

第 29 回 芝富士地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

平成 29 年 5 月 16 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時 20 分

(2) 場所

芝富士公民館 1 階ホール

(3) 出欠者

- ・会 員：10 名
- ・傍 聴：1 名
- ・事務局：川口市 7 名、(株)首都圏総合計画研究所 3 名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 協議会会員について
- 3) 道路部会の提案について
- 4) 今年度の進め方について
- 5) 閉会

【配布資料】

- ・次第
- ・資料 1 - 1：会員名簿
- ・資料 1 - 2：芝富士地区まちづくり協議会会則
- ・資料 2：道路部会の提案
- ・資料 3：今年度から開始した補助事業について
- ・資料 4：今年度の進め方（案）
- ・資料 5：緊急時の避難路（水路）に係る補助事業について
- ・第 28 回 芝富士地区まちづくり協議会議事要旨



▲当日の意見交換の様子



▲当日の意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

2) 協議会会員について

「協議会長より会員の交代について」

★決定事項

- ・平成 28 年度をもって会員 1 名が協議会を退会した。
- ・今年度から昨年度の道路部会員 1 名が協議会員となった。

3) 道路部会の提案について

「道路部会長より道路部会の提案について報告（資料 2：道路部会の提案）」

- ：道路部会の提案の 10 ページまでは協議会で既に報告した内容だが、11 ページ以降、特に水路に関しては報告していないため、この場で確認したい。水路の拡幅については、拡幅する場合の時間、費用、沿道の宅地への負担など様々な課題が出てくるため、検討するかどうか決めたほうが良いのではないかと。
- ：水路を管理している河川課と協議した結果、水路については常識の範囲内での歩行通行や災害時の避難路としての通行であれば、問題ないという回答をいただいている。水路としては、現在の幅の中でできることを検討していく方向となる。
- ：協議会の今後の検討については、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の事業期間に制約があることも踏まえたうえで進めるべきだろう。
- ：水路を拡幅せず、現在の水路の幅の中でできることを考えるのであれば、水路の通行による振動を抑えるように水路の構造を強くする、又は、水路を埋めてしまえばと考えられなくもないが、そうすると降雨時に排水の処理で困ることになる。
- ：水路を拡幅するという話は今まで出ていないように思う。
- ：芝富士地区まちづくりニュース 1 号にあるように、整備計画では水路に面して壁面を後退して緑化し、整備するイメージを示しているが、水路の幅を確保するために用地買収をして拡幅するとは書いていない。また、地区計画でも水路からの後退は定めていない。
- ：そのようにニュースに載っているのであれば問題ない。
- ：道路部会の提案は、今後、町会で交通安全協会や警察に協議に行く際、説明の参考資料としてもらうことを想定している。
- ：協議会から町会に新たな補助事業を働きかける前提として、水路を避難路として位置付けるのは良いと思うが、水路を「生活の中で使うみち」と認識してもらいたくない人がいるのではないかと。道路部会の提案の 13 ページには、「水路は『まちの中の“避難路”』であり、『生活の中で使う“みち”』である。」とある。このように記載するのであれば、通常的生活道路として頻繁に水路を使うという認識を得ないと、町会での説明の際に困る。

- ：水路を避難路として捉えることは問題ない。河川法では、水路の蓋の上は、原則、通ってはいけないとなっているが、通行は個人の自由になっている。
- ：道路に比べると水路は舗装していない分、安全ではないので、通行にあたってはおそらく個人の責任になるということだろう。
- ：最近、水路に「自転車とバイクは通らないように」と記載されたプレートが設置された。水路にもバイク等が通った際、音が響かないように市によって詰め物がされたようだ。個人の責任のもとに水路を通行するのは問題ないのではないか。
- ：芝樋ノ爪及び4・5丁目地区では、水路を通行しないように、通らないでほしいといった意味で水路の入り口にチェーンをかけている箇所もある。市としては当地区では皆さんから水路を緑道にしたいという要望があれば、そのような方向に動くこともできるので、話し合ってもらえればと思う。
- ：普段から水路を通り慣れていれば、災害などのいざという時、通り慣れているため逃げやすくなるのではないか。そういう意味では、水路を通れないようにはしないほうが良い。
- ：提案に記載するのは「水路は『まちの中の“避難路”』のみで良い。『生活の中で使う“みち”』の文言は削除するとよい。
- ：水路を通るバイクや自転車の騒音はうるさく、近隣の迷惑になっている。しっかり対応することはできないか。
- ：各町会から改善の要望を出すことについては提案にも記載した。
- ：現状の幅で水路を緑道に整備すると、現状とどう変わるのか。
- ：管理はいずれにしろ河川課となる。路面をカラー舗装にするなど、協議会から提案してもらうことはできる。
- ：これまでは主要区画道路の整備イメージがつかめないところがあったが、最近になって芝富士地区の道路拡幅事業権利者が協力して敷地が道路用地となってから、主要区画道路4号の整備イメージがわいてきた。『生活の中で使う“みち”』という言葉はあっても良いのではないか。緑道がきれいになれば、生活のための道路として認識されるのではないか。
- ：皆さんから緑道の整備の提案をしていただくことはできる。市では、協議会からの提案を受け、費用や時間などを踏まえ、実現できるかどうか算段していく。
- ：できるかどうかは別として、水路を緑道にする提案を検討してみてもどうか。
- ：水路の蓋がガタガタという音がして困っているので、音がせず、きれいな舗装になるのであれば、緑道の整備を検討したほうが良いだろう。今後、協議会でイメージを出して検討するのは如何か。
- ：まだご意見があるかもしれないが、提出の期限も迫っているため、ひとまず道路部会長とともに道路部会の提案の最終的なとりまとめを一任させていただきたい。
- ：提案の『生活の中で使う“みち”』については考えていただきたい。
- ：道路部会の提案としては、水路に関する13ページの内容を今後の課題に統合させてはどうか。13ページは道路部会で水路についての現状の問題点の整理をした内容であるため、今後の課題として盛り込んだ方がよい。これから緑道のイメージについて検討し、要望を出してまとめるのは、提案の提出に間に合わなくなる。

- ：提案は、正式な文書として残るため、そのほうが良いだろう。
- ：他課と協議する際、町会要望としてまとまった13ページのような具体的な内容の「提案」があると協議が早く行いやすくなる。できれば、このまま提出していただきたい。
- ：提案では、表上の表現は削除し、表中④として「生活の中で使う“みち”として利用するための整備が必要」と記載し、「考えられる取組み、要望」については、緑道化について具体的に検討するという表現とする。
- ：如何でしょうか。よろしいでしょうか。それでは、進めさせていただきます。

4) 今年度の進め方について

「事務局より今年度の進め方及び新たな補助事業についての説明（資料3：今年度から開始した補助事業について、資料4：今年度の進め方（案）、資料5：緊急時の避難路（水路）に係る補助事業について）の後、水路沿いの行止り道路の現況及びブロック塀の現況を踏まえ、どのように事業制度の周知を図るかについての意見交換を行った。」

★決定事項

- ・道路部会の提案のとりまとめについては、協議会会長と道路部会長に一任することとなった。
- ・新たな補助事業に関する取組みを進めることとし、町会役員会での説明及び情報収集と、芝富士地区の南北に通る水路のうち、芝富士小学校から遠い方の水路については、後日協議会会長と伝手のある会員が顔つなぎ役となって市と合同での訪問を行うこととした。
- ・6月3日（土）19：00～芝富士町会の役員会で、協議会から新たな補助事業について説明を行うこととなった（役員会には30名程度出席予定）。調整次第であるが、市街地整備室やコンサルタントも出席する。資料の必要な部数については、事務局へ別途連絡する。

5) 閉会

★決定事項

- ・第30回協議会は、7月25日（火）午後6時30分とする。

以上